

○財務省告示第二百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年七月六日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十
九回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
の条項及びそ

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

各 申 込 みの 範囲 内 にお いて 各 申 込
当 てる 所 の うち 応募 額 を 順 次 割 り
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 募 限 度 額 を 割 り 当 てる 。
別 加 入 者 第 二 非 価 格 競 争 入 札
に よ る 発 行 限 度 額 を 定 め る も の
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の

六

イ 発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

額 面 金 額 五 千 六 百 三 十 三 億 円
う ち 基 づ き 発 行 した 利 付 債 の 規
定 に 基 づ き 額 面 金 額 一 千 三 百
つ 十 三 億 七 千 八 百 六 十 二 万 九 千 九
四 十 三 億 七 千 八 百 六 十 二 万 九 千 九
計 關 係 する 法 律 第 十 六 条 第 一
項 の 規 定 に 基 づ き 額 面 金 額 一
国 債 十 六 万 九 千 九 百 九 十 九 億 九
百 九 十 六 千 九 百 九 十 九 億 九 千 九
百 九 十 六 千 九 百 九 十 九 億 九 千 九
同 法 第 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に
基 づ き 額 面 金 額 一 千 三 百 三 十 三
億 九 千 九 百 九 十 六 千 九 百 九 十 九

十 十
イ 一
発

入 価 発
札 格 行 行
発 競 価
行 争 格 日

ロ

す
平 成 三 十 年 七 月 六 日
額 五 十 五 銭 以 上 の 所 得 金 額 に つ き 九 十 九 円 八
格 十 五 銭 以 上 の 所 得 金 額 に つ き 九 十 九 円 八
額 十 銭 以 上 の 所 得 金 額 に つ き 九 十 九 円 九

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 国
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 債 債
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

年 ○ ・ 七 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は
払 込 金 額 に 加 え 次 の 算 式 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規
定 す る 期 日 に 払 い 込 む の と す
る。

$$\text{償 付 金 額 の 総 額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1.6}{365}$$

十 四
初 期 利 子

平 成 三 十 年 十 二 月 十 日 を 支 払
期 と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う。 た だ し、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
下、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い
て 規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ)。

$$\text{額 面 金 額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成三十年七月六日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成六年六月二十日	る利息を支払う。六月間に属す
					い、その日以前六月間に属す
					日を、支払期とし、各支払期にお
					毎、年六月二十日及び十二月二十
					後、の、利、子、以
					第二、期、